

1. 案件の概要	
業務名称	障害者の社会支援システム構築プロジェクト
対象国・地域	コスタリカ共和国
受託者名 ※共同事業体の場合は全構 成員名	特定非営利活動法人メインストリーム協会
相手国実施機関	モルフォ自立生活センター
全体事業期間	(西暦) 2017年 4月 ~ 2023年 4月
2. 事業の背景と概要	
<p>コスタリカでは、1996年に障害者の機会均等法が制定され、障害者の社会参加における機会均等が保障されているにもかかわらず、実際にはそれを享受する障害者がほとんど見られないのが現状であった。そういった状況を変えるためにコスタリカが開催した障害当事者向けのリーダー研修、南部の町ペレスセレドンの JICA 技術協力プロジェクトや日本での地域別研修を受け、エンパワメントされた障害当事者がペレスセレドンで中南米地域初の自立生活センターを設立した。そして、障害者の自立生活を実現するため現行プロジェクトを実施し、サービスのモデルケース、自立生活の周知等で成果を上げた。さらに、今後コスタリカでの障害者の社会支援サービスを構築するにあたっての肝である「障害者の自立を促進する法律（自立法）」が2016年に制定された。しかし、コスタリカ全土での障害者のエンパワメント、自立法を導入・実施する際の実践的知識の不足など課題は山積であり、障害者が真に地域で暮らすことのできる社会を構築する為に支援体制を整えていく必要がある。</p>	
3. 事業評価報告	
(1) 妥当性	
<p>当協会が実施したコスタリカでのプロジェクトの第1フェーズ「コスタリカ自立生活推進プロジェクト」実施中の2016年9月、様々なメディアでコスタリカ政府が世界に先駆けて最初にSDGsを批准したことが報道されていた。このように、国際基準を遵守しようとするコスタリカ政府の姿勢は明確であり、本プロジェクトは、先行したJICAの技術協力プロジェクトKaloieの途中でなされた「医療リハビリサービスからインクルーシブ開発への重点のシフト」、言い換えれば当時の世界の潮流であった障害の「医学モデル」から「社会モデル」へというアプローチの変化を後押しするため、「障害者エンパワメント」の成果を後押しすることから端を発している。</p> <p>この変化をさらに具体的に実行するために制定された国連の障害者権利条約をコスタリカ政府は2008年に批准しており、翌年国会に提出された、その中の12条「法律の前にひとしく認められる権利」と19条「自立した生活及び地域社会への包容」の実施が書かれた法案17305号の法制化を行なったのが、「コスタリカ自立生活推進プロジェクト」であった。</p> <p>本プロジェクトはそれを、実際に運用しながら地域の具体的なサービスとして定着することを目的としていたが、1) プロジェクトKaloieの政府主導の障害者のエンパワメント 2) プロジェクト第1フェーズでのエンパワメントされた障害当事者による活動、こうした経過を経たのちによろしく 3) 本プロジェクトによって、対等な立場となった政府関係者と障害当事者が協力して地域の障害者政策を考える地</p>	

点に到達したと言える。こうした15年の JICA の当地での障害者支援を振り返って妥当であったと考える。

(2) 整合性

外務省の対コスタリカ国別開発協力方針には以下のようにある。「コスタリカは、これまでも様々な分野で自国の技術を域内国に移転してきた経験を有する中米のリーダー的存在でもあるので、我が国による技術移転を通じた産業技術や社会的弱者支援をはじめとする分野での支援は、移転された技術・知見が同国から周辺国へ伝搬することが期待される。そのため、コスタリカに対する協力は地域全体への裨益可能性を持ち、同地域における我が国のプレゼンスを効果的に向上させる上でも重要である。右状況を踏まえ、二国間協力だけでなく、今後は三角協力、地域協力を積極的に促進させることが望ましい」。本プロジェクト実施中に、2019年2月アルゼンチン政府関係者及び JICA 職員、2022年3月コロンビア議員、2022年9月 JICA パラグアイ実施プロジェクト関係者が視察及び研修に本プロジェクトを訪問した。実施には至っていないが他にも関心を寄せている障害当事者、政府関係者は域内に多い（現在チリの団体からの訪問の事前調整中である）。

JICA グローバル・アジェンダにも「障害と開発の推進のためには、あらゆる開発に障害者が包摂されることを促進する障害インクルーシブな開発を進めることが必要である。また、そのためには、障害者自身が開発の担い手となるためのエンパワメントが必要となる。また、障害者権利条約や障害に関するフラッグシップレポートに明記されているとおり、障害者に対する社会的障壁の除去(差別的な法律や政策の改訂、アクセシビリティ(物理・情報等)の確保、差別的な態度やスティグマの解消、支援技術へのアクセス、自立生活の促進)に取り組む必要がある」とあり整合性は非常に高い。

カウンターパートの事務所本体を「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を建築し、別棟にあたる研修棟をプロジェクトの予算で建築した。研修施設は、INA 国立研修センターの協力団体となるための規定に合わせて設計されており、これがなければプロジェクト後の自立発展性の計画が大きく変わってくる可能性があった。単に建物が二つ出来たというだけでなく、日本政府の複数の支援がうまく調和し、持続性にもつなげた好事例であると考えます。*下線協調は執筆者による

(3) 有効性

一例としてロシオさんという女性の事例で説明する。3年ほど前に障害を負った彼女は子供の世話によって生活していたのを、モルフォセンターの支援で介助派遣サービスを受けることになった。子供は学業に専念でき、彼女は自由に外出できるようになり現在はプロジェクトで進める Cantón Accesible という市内の諸機関の連絡会に入り主に市でアクセス可能なツーリズムを進めるグループで積極的に活動し社会参加している。1) 自立法の導入と実施 2) 市の障害者政策への当事者の参加、これはともにプロジェクトで推進してきたことであり、有効性は高い。

(4) 効率性

プロジェクトでは、障害当事者団体を含む市内の関連機関の連携をシステム化することを目的として計画された。開始直後に日本の相談業務の第一人者で、西宮市の地域連携を進めてきた玉木幸則氏にコスタリカでの研修を依頼し、まず到達すべきデザインを示し最終的に市が障害者施策に積極的に関わることを目指した。Comad 障害者アクセス委員会が、市議会で開かれ、市の関わりができたのはプロジェクト終了間際になってからであったが、この間、Cantón Accesible でその他の連携の実態を作りながら

タイミングを待ち、最後に完全な形でアプトプットできたと考える。

(5) インパクト

障害者が介助者のサポートを受け、地域で自由に暮らすという実態は、プロジェクトのあるベレスセレドンから、南部のサンビト、カリブ海地域のグアピレスでも同じように実現し、しかもそれが各々自立生活センターが仲介するモデルとして定着した。またこうした実態は、主として、モルフォセンタースタッフと同様 JICA の研修を終了した帰国研修員を中心に域内全体へと知られることになっている。これは、権利条約 19 条で認められている権利であり、そこには政府がサービスを提供することも記されているが、いわゆる被援助国でここまで完成された制度となった国はコスタリカだけである。これら域内の国、またそれ以外の世界の発展途上国の国々に「実現可能である」ことを示したインパクトは計り知れない。

(6) 持続性

日本の自立生活センターと同様、介助派遣サービスによる収入によって自立生活センターを運営する仕組みが定着した。また同じように事業の根幹である介助者の養成研修でも収入を得ることが可能になった。本プロジェクトが目指したように、国の障害者施策の一端をカウンターパートが担うことになり、別に収入源を探すのではなく、中心の事業を行うことによって介入の結果が持続することができるようになった。

(7) 市民参加の観点での評価

プロジェクト実施中は、活動の記録をブログやフェイスブックで発信した。2018年5月には、プロジェクトマネージャーが立命館大学生存学研究所の公開セミナーに出席、プロジェクトで自立法を成立させた経緯を公開インタビューという形で発表した。2022年には、『ラテンアメリカの自立生活革命—障害者主体の国際協力』と題された第15回障害者権利条約締約国会合サイドイベントを催し、youtube で発信し、プロジェクトの成果が中南米全体に広がっていることを示し大きな反響があった。またプロジェクトマネージャーがコスタリカで得た経験を、日本の自立生活運動に応用した事例を『遡航』という研究誌に連載予定であり、これを纏めて2024年に立命館大学の研究費を用い書籍化する予定である。

4. 今後活かすためのグッドプラクティス・教訓等

「1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力及びその促進が重要であることを認識し、また、これに関しては、国家間において、並びに適切な場合には国際的及び地域的な関係機関並びに市民社会（特に障害のある人の団体）と共同して、適切かつ効果的な措置をとる」障害者権利条約 3 2 条にはこのようにあり、国連の定めた 9 つの人権条約のなかでこの「国際協力」の条項を持つのは同条約だけである。とはいうものの、ここまで完全な形で障害当事者が関わり、条約の導入まで果たした国際協力の事例は稀有であると思われる。これまで JICA の進めてきた障害当事者が国際協力に参加し、その主役になるという方針が結実したものである。これをグッドプラクティスとしてぜひ他地域の障害者の人たちもこの権利を享受できるようになることを願っている。

※A4 サイズ 3 枚以内で簡潔にまとめてください。